

ホール利用料を半額助成します！



# 京都コンサートホール ホール利用助成制度

## 助成事業募集！

### 京都の若手演奏家を応援します！

京都コンサートホールでは、京都における音楽活動を支援し、音楽芸術文化の振興、発展に寄与することを目的としてホール利用助成制度を設けております。

#### ポイント①

### 半額の料金で 利用できる！

京都府内の学校が公認するクラブ、サークル、同好会もしくは京都市ゆかりの新進演奏家が開催する演奏会のホール利用料金の半額(後半金)を助成します！

※付属設備利用料金などは、助成の対象にはなりません。

#### ポイント②

### 15箇月前から お申込み可能！

演奏会の開催月の15箇月前から3箇月前まで利用の申し込みをすることができます。

他のホールより一足先に予約ができ、余裕を持った演奏会の計画が可能です。

#### ポイント③

### ガイド・HPで 公演を告知！

公演の情報を京都コンサートホールが毎月発行するコンサートガイドとホームページでお知らせします！イベントの宣伝力アップに貢献します！

## 募集内容

- ◆ 京都コンサートホールで演奏会を平日(土日、休日でない日)に開催すること。
- ◆ 京都府内の大学、高等学校、中学校が公認するクラブ、サークル、同好会であること。
- ◆ 京都市ゆかりの新進演奏家※が初めて京都コンサートホールで開催する演奏会で、会場がアンサンブルホールムラタであること。

※ 京都市在住または京都市出身、京都市内の学校卒業生などでおおむね29歳以下の方。

## 申請方法

- STEP.1 申請書類を提出。
- STEP.2 審査後、助成内定通知を発行。
- STEP.3 ホール利用料金の半額(前半金)を納入。
- STEP.4 公演終了後、実績報告書を提出。

申請受付完了

お申込み  
お問合せ

京都コンサートホール  
(公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団)

☎075-711-2980

受付：10:00~17:00 第1・第3月曜日休館(休日の場合はその翌平日)

各種申請書はHPからダウンロードできます。

京都コンサートホール 助成制度

🔍 検索



## 助成内容

助成対象演奏会のホール利用料金の半額（後半金）を京都コンサートホールが負担します。

※付属設備利用料金などは、助成の対象にはなりません。

## 助成対象

- ① 京都コンサートホールで演奏会を平日（土日・休日でない日）に開催すること。
- ② 利用の申込みが、演奏会の開催月の15箇月前から3箇月前であること。  
※15箇月前の1日（休館日の場合は翌日）に同一日時の利用申込が複数あった場合は翌日に抽選を行います。
- ③ 不特定、または多数の聴衆に、無料、または低廉な価格（2,000円以下）で開催する演奏会であること。
- ④ 演奏会の主催者が下記のいずれかであること。  
(1) 京都府内の大学、高等学校、中学校が公認するクラブ、サークル、同好会であること。 ※学校主催の演奏会は該当いたしません。  
(2) 京都市ゆかりの新進演奏家\*が初めて京都コンサートホールで開催する演奏会で、会場がアンサンブルホールムラタであること。 ※京都市在住または京都市出身、京都市内の学校卒業生などで、おおむね29歳以下の方。
- ⑤ 収支予定が黒字でないこと。また、この助成制度以外に他の団体等から助成を受けていないこと。

## 申請の流れ

### 1 申請書の提出

「京都コンサートホール利用許可申請書」「京都コンサートホール 利用助成申請書」、学校が公認していることがわかる団体証明書、京都市ゆかりの新進演奏家の場合は京都市に在住、京都市出身又は京都市の学校を卒業したことがわかる資料を提出してください。

### 2 内定通知を発行

審査後、助成が内定しましたら「助成内定通知」を発行いたします。

### 3 利用料半額を納入

ホール利用料金の半額（前半金）を納入していただきます。

### 4 実績報告書の提出

助成対象演奏会の終了後、30日以内に「助成公演実績報告書」及び公演チラシ、公演パンフレットをご提出ください。

### 5 助成金請求書の提出

審査後、助成が決定しましたら、「助成決定通知」を発行いたしますので、「助成金請求書」をご提出ください。

## 助成公演実施にあたって

助成対象公演の実施にあたり、チラシ、ポスター、チケット、プログラムなどの全てに下記の表記をしてください。  
「助成：京都コンサートホール（公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団）」

## 注意事項

助成にあたり、次の事項に該当する場合は、助成の内定または決定を取り消す場合があります。

1. 不当な手段により、助成を受けようとし、または受けたとき。
2. ホール利用料金（前半金）の納入が著しく遅れたり、または納入がない場合。
3. 助成公演の内容を変更し、変更された内容が本助成制度の目的に沿わないと認められるとき、または中止にしたとき。
4. その他、「京都コンサートホール 利用助成制度実施要綱」に規定する内容に違反したと認められるとき。  
※納入いただいた利用料金（前半金）は、特別な場合を除き還付いたしませんのでご了承ください。